

一般名処方加算に係る掲示

現在、一部の医薬品について供給が不安定な状況であり、また、令和6年10月より、後発医薬品のある先発品を患者様のご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています。(医療上の必要性がある場合等は除く)。

当院では、保険薬局において円滑にお薬の処方が受けられるように、国の推進する一般名処方を行っています。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局さまにて原則どの後発医薬品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますこと、あらかじめご了承ください。

ご不明な点等がございましたら、医師までご相談ください。

令和6年10月1日

社会医療法人 恵生会 黒須病院